

第3回八幡市農業委員会議事録

令和5年10月5日（木） 午後2時00分

八幡市役所本庁舎5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 長村 信幸

前書は令和5年10月5日開催の第3回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （金谷 泰宏） _____

署名委員 （辻 典彦） _____

案 件

議案第9号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第10号 農地法第5条許可申請審議の件
議案第11号 非農地証明願承認の件

報 告 農地法第4条届出書について
農地法第5条届出書について
合意解約通知書について

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	長村 信幸	西村 忠雄	符川 亮
金谷 泰宏	辻 典彦	奥村 芳治	前田 孝文
西川 茂男	猪飼 美和子		

欠 席

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智	

欠 席
關西 保博

事務局

西岡 賢治	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

議 長
(長村会長)

ただ今から、第3回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、14名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号9番 金谷泰宏委員と議席番号10番 辻 典彦 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第9号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) No.1 申請物件の所在 内里日向堂 地目は田、面積 59 m ² 外2筆 No.2 申請物件の所在 美濃山野神 地目は畑、面積 456 m ² 外1筆 No.3 申請物件の所在 野尻倉掛 地目は畑、面積 770 m ² No.4 申請物件の所在 八幡在応寺 地目は田、面積 1,120 m ² No.5 申請物件の所在 内里今福 地目は田、面積 1,712 m ² 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 (法説明) No.1の使用借人、No.2~4の譲受人につきましては、それぞれ農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。No.5の譲受人につきましては、労働力、農機具の利用状況等から問題ないものと考えます。 また今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興部会長	ただ今の案件につきまして、10月2日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第9号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第10号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読)

	<p>No.1 申請物件の所在 内里東山川 地目は田、面積 323 m² 外 1 筆 転用目的 露天駐車場 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。</p> <p>No.2 申請物件の所在 戸津堂田 地目は田、面積 548 m²のうち 64.26 m² 外 14 筆 転用目的 工事仮設敷地（一時転用） 賃貸人、賃借人は議案書のとおりです。</p> <p>(法説明) No.1 内里東山川の件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p> <p>No.2 戸津堂田の件につきましては、鉄塔基礎撤去のための一時転用で、転用期間は許可日から 5 カ月です。農地法第 5 条第 2 項ただし書き、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号イに基づく一時的な利用に供するものであり、利用の後、その土地が耕作の目的に供されることが確実と認められることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、9 月 29 日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 10 号 農地法第 5 条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第 11 号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	<p>(事務局 朗読) 申請物件の所在 上奈良城垣内 地目は田、面積 122 m² 願出人は議案書のとおりです。</p> <p>(法説明) 本件につきましては、昭和 60 年以前より宅地として使用しているため非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。</p>

議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、9月29日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第11号 非農地証明願承認の件」につきましては、承認することといたします。
議 長	以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。
事務局	<p>(事務局 報告)</p> <p>「農地法第4条届出書について」 農地法第4条届出書は、貸倉庫、車庫及び露天駐車場の転用目的で、8月25日に届出があり、8月31日に受理通知を行いました。</p> <p>「農地法第5条届出書について」 農地法第5条届出書は、既存住宅の庭の目的で、8月18日に届出があり、8月31日に受理通知を行いました。</p> <p>「合意解約通知書について」 本件は9月11日に合意解約をされています。</p>
議 長	他に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第3回八幡市農業委員会総会、議案審議及び報告案件を終了いたします。